

# 一般社団法人東京都トラック協会

## 緊急輸送基本計画

昭和54年3月 制定

平成25年4月 一部修正

### 第1章 総 則

#### 第1条 計画の目的

この計画は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が、地震、大火、風水害等の各種災害（以下「災害」という。）発生時に、関係機関の要請に基づき、地域住民の安全確保並びに被災地の速やかな復旧・復興と民生安定に寄与することを目的とする。

#### 第2条 計画の性格

この計画は、東京都並びに関係区市町村の地域防災計画における東ト協の役割を円滑に遂行するための基本的な大綱を定めるものであり、事業計画及び緊急輸送業務実施要綱等実施計画は、これに基づいて別途作成される。

#### 第3条 計画の修正

この計画は検討を加え、必要があると認められた時は、必要機関の審議を受け、東ト協理事会の承認を得た上で修正される。

#### 第4条 業務の所掌

この計画推進のための事務は、東ト協の事務局においてこれを行う。

### 第2章 平常時計画

#### 第1条 防災知識普及計画

平常時から東ト協関係者の防災知識の普及、意識の向上を図り、有事の際の心得を明確にし、災害が発生した時に状況の変化に応じて適切な行動がとれるよう必要な広報を行う。また、東ト協が防災機関の一員として果たす役割等について、広く一般都民への広報に努める。

#### 第2条 訓練計画

災害時に必要かつ適切な防災活動を期すためには、平常時における防災訓練が極めて重要である。そのため、輸送、参集、通信連絡等の訓練活動を通じて業務の習熟に努める。

#### 第3条 車両整備計画

災害がいつ発生しても対応出来るよう、必要な車両数を必要な装備を備えて用意しておくことが必要である。このため、各事業者別に緊急時出動車両台数をあらかじめ登録しておくと同時に、登録された各事業者は常に出動できるよう、車両の点検・整備の励行と性能の向上を図る。

#### 第4条 備蓄資機材整備計画

災害発生時に、協会本部、支部、事業者、乗務員等の活動に支障を来すことのないよう、それぞれの場所に必要な資機材を整備する。また、燃料、車両部品、その他輸送のための必要資機材等を、都内に配備する。

#### 第5条 情報通信連絡体制整備計画

災害発生に際し、緊急輸送を実施するためには、被災の状況、協会の任務、任務遂行のために必要な措置等を迅速かつ的確に把握し、伝達する必要がある。このため、情報収集・伝達・管理体制を計画的に整備確立する。

#### 第6条 災害用資金準備計画

平常時、災害発生時、緊急輸送終了後など各段階における東ト協の活動を円滑に遂行するため、災害用の資金を積立てるものとする。

### 第3章 災害発生時応急対応計画

#### 第1条 活動態勢

東ト協は、災害が発生し、または発生のおそれのある場合においては、緊急輸送対策本部を設置し、災害応急対応に従事する職員を配置する。このため、東ト協は、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務等に関する基準を別に定めるものとする。

#### 第2条 関係機関との協力計画

災害時においては、東ト協単独では対処出来ない場合が想定される。その場合には、行政機関その他の機関の指示・協力を仰ぎ応急活動の円滑を期さなければならない。そのため、平素から、都、国、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と協議し、協力体制を確立するものとする。

#### 第3条 情報連絡活動

災害時においては、東ト協内部及び関係機関相互の通知、要請、指示、通報、伝達等通信連絡が迅速かつ円滑に行われる必要がある。このため、通信連絡系統及び体制の整備と情報収集及び伝達計画の作成を行うものとする。

#### 第4条 輸送計画

災害発生後の人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、車両は、迅速かつ円滑に調達されなければならない。このため、車両調達計画、出動計画、車両・

人員待機計画を作成する。

#### 第5条 燃料・資機材等調達計画

災害時には、燃料、資機材等の不足が予測されるほか、緊急輸送のためには特殊な資機材や車両装備が必要となることも考えられる。このため、燃料、資機材等の調達場所、調達手続き等の計画を定めるものとする。

#### 第6条 資金に関する応急対策計画

災害時の緊急輸送及びそのために必要な諸活動を支えるためには、資金的裏付けが必要とされる。このため、人件費、車両使用料、一時立替金の調達方法・手続き等についての計画を定めるものとする。

### 第4章 残務対応計画

#### 第1条 業務従事者の災害補償計画

緊急輸送に関わる業務に従事している東ト協関係職員が事故・災害を蒙った場合の補償についての計画を作成するものとする。

#### 第2条 各種費用の清算計画

緊急輸送に関わる各種費用の清算項目、清算基準、清算手続き等についての計画を作成するものとする。

#### 第3条 被災事業所の再建計画

災害を受けた東ト協関係事業所への見舞金支出、再建資金確保方策等についての計画を作成するものとする。